

## **日本口腔衛生学会利益相反におけるQ&A**

Q:金額にして、いくら以上がCOIとなるのか？

A: Financial Interestは状況等によって大きく異なるので、一概に金額を決めるのは根拠が無く難しい。COIがあるか否かは、当事者の申請者が自らの責任で判断しなければならない。

Q:一円単位、十円単位、100円単位、1,000円単位、一万円単位のいずれで記載するのか？

A:これも社会的許容範囲で省略が許される。例えば100万円単位のCOI申告であれば、一万円単位は許されると思われる。しかし1,000円単位のCOIであれば100円単位あるいは10円単位となるかもしれない。いずれも、結局は申請者の判断による。

Q:COIなしと記載するのか

A:本規定では、それを義務化も禁止もしていない。申請者が望めば欄外に記入することができる。ただし、その時点で責任が発生する事に留意頂きたい。なんらかの記入をしたいと言う場合、「現時点で申請人が知りうるCOIは全て上記の通り示した。」などの趣旨の文章は、追加の余地を残しており責任の発生に限られるであろう。

Q: このCOIはどのように使われるのか

A: 先ず異常なCOI（異常な金額など）がないかの判定。また、申告前後、当事者に違反が無いかどうかの監視に使われる。COIを得た企業などに便宜・利益等を与えている場合は明らかにCOI違反となり、関係委員会で調査の対象となる。